

- ④ 電気設備  
 ア 絶縁抵抗試験は定期的実施されているか。  
 イ 電気器具は規格に適合したものであり、その使用法は正しく行なわれているか。
- ⑤ 消防用施設・設備並びにその管理  
 ア 消火器は基準数量が配置され、定期的に消火薬剤の更新が実施されているか。  
 イ 避難階段、救助袋等の避難施設は完全か。  
 ウ 消火せんは非常時に使用できる状態にあるか。  
 エ 非常警報設備器具は完全に作動し、児童・生徒に周知できるか。

オ 防火とびら、防火シャッターは非常時に対応できる状態にあるか。

### 3 教職員の宿日直勤務軽減

教職員の宿直、日直勤務の軽減を図ることによって、教職員本来の教育活動に専念できる勤務体制をつくることは望ましいことであり、国としても昭和43年以来補助を行い無人化の施策を進めてきている。

本県においては昭和42年以来宿日直代行員の制度を採用し、そのための必要経費の補助を行い、教職員の勤務の軽減と勤務条件の改善に努力している。

昭和52年度の概況は、次のとおりである。

小・中学校における宿日直の状況

昭和52年5月現在

調査事項		区分		宿直		日直	
		小学校	中学校	小学校	中学校		
学校総数		669	261	669	261	669	261
教職員が宿日直を行っている学校		0	0	0	0	0	0
内訳	教職員のみが行っている。	0	0	0	0	0	0
	教職員が行っている日もあるが、他の人が行っている日もある。	0	0	0	0	0	0
教職員が宿日直を行っていない学校		669	261	669	261	669	261
校地・校内に人がいない（無人化校）		155	43	190	59	190	59
宿学 日校 直を だれ も 行 っ て い な い	校内・校地内に教員の住居がある。	114	28	116	32	116	32
	警備員が巡回している。	43	12	41	8	41	8
	民間会社に巡回を委託している。	100	48	94	43	94	43
	他人に巡回を依頼している。	11	6	2	3	2	3
	その他。	8	4	14	6	14	6
教直 を し て 外 の 者 が 校 宿 日	用務員及び警備員が行っているか、交替又はいっしょに行っている。	30	15	25	12	25	12
	民間会社に委託している。	9	4	1		1	
	個人に委託している。	199	101	184	95	184	95
	その他。			2	3	2	3